

# 平成25年生活保護基準改定について

- **生活扶助(食費・光熱水費等)基準については**、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定。  
**平成19年以降は、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られるよう、5年ごとに定期的な検証を実施。**

## 平成25年改定の内容

### ① デフレ傾向を踏まえた「物価」による調整【デフレ調整】

平成19年検証で生活保護基準が高いとされながら減額改定されず、その後も据え置いてきた中で、生活保護受給者の生活に配慮する観点も踏まえ(※)、**生活扶助を初めて「物価」により調整。(▲4.78%)**

※ 仮に全国消費実態調査(現：全国家計構造調査)に基づき消費を基礎として改定する場合には減額幅が▲12.6%と大きくなることが想定された。

### ② 生活保護基準部会の検証結果の反映方法【ゆがみ調整】

年齢別、世帯人員別、地域別の「ゆがみ」が確認されたところ、子どものいる世帯への配慮等として、**検証結果の1/2を反映。**

生活扶助基準の変遷(33歳・29歳・4歳の夫婦・子一人世帯 1級地-1(東京都区部等)の場合 R5.10~ 月額154,670円)

